

# 飯塚市庄司川流域浸水対策に関する土地利用条例

令和8年7月8日

飯塚市長 武井政一

飯塚市条例第25号

## 飯塚市庄司川流域浸水対策に関する土地利用条例

(目的)

第1条 この条例は、庄司川流域の内水氾濫による浸水被害から市民の生命、身体及び財産を保護するため、住宅の浸水被害の防止に関する必要な事項を定め、もって市民が安全で安心して暮らすことができるまちづくりに寄与することを目的とする。

(定義)

第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 住宅 人の居住の用に供する家屋又は家屋の部分をいう。
- (2) 建築行為 住宅を新築、改築又は増築することをいう。
- (3) 建築行為届出区域 浸水の発生が予想される区域として市長が告示する区域をいう。

(市の責務)

第3条 市は、この条例の目的を達成するため、住宅の浸水被害の防止に関し必要な施策を実施するものとする。

(市民及び事業者の責務)

第4条 市民及び事業者は、水害に強いまちづくりについての理解と関心を深め、自ら住宅の浸水に対する安全確保その他浸水対策に努めるものとする。

(建築行為の浸水対策)

第5条 建築行為届出区域内において建築行為を行う場合は、居室の床面を市長が告示する基準となる高さ以上に設置しなければならない。

(届出)

第6条 前条に定める行為を行おうとする者は、規則に定めるところにより、浸水対策の内容を市長に届け出なければならない。

(助言及び指導)

第7条 市長は、前条の規定による届出があったときは、当該届出に係る浸水対策について、必要な助言及び指導を行うことができる。

(委任)

第8条 この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。

附 則

この条例は、令和9年1月1日から施行する。ただし、第5条及び第6条の規定については、この条例施行の日以後に建築基準法(昭和25年法律第201号。以下「法」という。)第6条に定める確認申請書又は法第18条に定める計画通知が提出される建築物(第2条第1号の住宅に限る。)について適用する。